

昭和六十一年八月八日受領
答弁第六号

内閣衆質一〇六第六号

昭和六十一年八月八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員沢田広君提出首都高速5号線及び地下鉄の埼玉県内導入に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員沢田広君提出首都高速5号線及び地下鉄の埼玉県内導入に関する質問に
対する答弁書

一の1について

首都高速五号線のうち、千代田区一ツ橋から板橋区高島平までの延長十六・七キロメートル
区間については既に供用しており、残区間である高島平から板橋区三園までの延長一・一キロ
メートル区間については現在引き続き事業実施中である。

これに続く延長三・七キロメートル区間については高速板橋戸田線として整備することと
し、そのうち、三園から戸田市早瀬までの延長一・五キロメートル区間については昭和五十三
年度から事業を実施しており、早瀬から戸田市美女木までの延長二・二キロメートル区間に
ついては昭和六十一年度から事業を実施することとしている。

高速板橋戸田線以北一般国道十六号バイパスに至る区間における自動車専用道路部分の計画等については、現在建設省において調査検討中である。

一の2について

首都高速五号線の高島平から三園までの区間及び高速板橋戸田線の三園から早瀬までの区間における事業の実施に関しては、地元協議に日時を要し、工事の着手が遅延した。

昭和六十一年度においては、首都高速五号線の高島平から三園までの区間については高架橋上部工事を、高速板橋戸田線の三園から早瀬までの区間については高架橋下部工事、高架橋上部工事及び橋りよう床版工事を行う。また、早瀬から美女木までの区間については高架橋下部工事に着手することとしている。

二について

東京圏における高速鉄道を中心とする交通網については、昭和六十年七月に出された運輸政

策審議会答申第七号による「高速鉄道網等の整備計画」に基づき、その整備が進められているところであるが、同計画のうち埼玉県内に係る東京七号線、東京十二号線及び東京十三号線の計画の概要と進行状況は次のとおりである。

東京七号線については、目黒から北区岩淵町、鳩ヶ谷市中央部及び東川口を経由して浦和市東部に至る路線の新設が計画されており、現在のところ、帝都高速度交通営団が目黒・岩淵町間の免許を取得し、駒込・岩淵町間で工事を行っている。

東京十二号線については、新宿を起終点とする環状の路線並びに新宿から練馬及び練馬区光が丘を経由して同区大泉学園町に至る路線の新設が計画されており、さらに、同町から新座市方面への延伸について今後検討すべきこととされている。現在のところ、東京都が環状の路線の全区間及び新宿・光が丘間の免許を取得し、練馬・光が丘間で工事を行っている。

東京十三号線の板橋区成増以北への延伸については、成増・和光市間の建設及び和光市・志

木間の複々線化が計画されており、現在のところ、帝都高速度交通営団が成増・和光市間で、東武鉄道が和光市・志木間でそれぞれ工事を行っている。

なお、東京六号線の西高島平以北への延伸については、計画されていない。
右答弁する。